平成２３年（フ）第４号
山口県岩国市多田1111番地２
債務者　春田　和博
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第８号
山口県岩国市麻里布町４丁目20番20号
債務者　森木　梨枝
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第９号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷1114番地
債務者　弘津　清美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１４号
山口県岩国市麻里布町７丁目６番14号
債務者　杉原貴美子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１４０３号
北九州市小倉南区北方２丁目８番８号
債務者　坂田　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１４０４号
北九州市小倉南区北方２丁目８番８号
債務者　坂田龍太朗
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０１号
北九州市小倉北区昭和町19番10―1314号
債務者　中嶋由利子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５号
和歌山県御坊市藤田町藤井1905番地２
債務者　阪本　忠雄
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第２９号
青森県弘前市大字茂森新町１丁目５番地11
債務者　三上富秀榮
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第３０号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字東花岡54番地22
債務者　佐藤　真紀（旧姓北谷・吉田）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第３６号
青森県弘前市大字城東中央１丁目８番地６
アネックス城東102号
債務者　齋藤佳寿子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第４４１号
名古屋市千種区高見１丁目19番23号　メゾン・ド・ティセ218号
債務者　耳塚末肥呂
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０１号
大阪府大東市諸福３丁目７番13号
債務者　西口　朝子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１８号
大阪市此花区梅香３丁目31番14号　ラトゥール林306
債務者　竹田三英治
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３１号
大阪市平野区加美正覚寺４丁目４番10―106号
債務者　荒木美智子（旧姓神門）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３７号
大阪市東淀川区豊里６丁目４番22号　Ｙ’ｓ　Ｈｅｉｍ203号
債務者　渡邊　美子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８９９号
大阪市住吉区長居西２―２―４―212、住民票上の住所大阪府八尾市堤町３丁目14番地の11
債務者　宇田　　弘
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部